

京都府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条）</p> <p>第3章 環境影響評価等に関する手続等</p> <hr/> <p><u>第1節 第二種事業に係る判定等（第5条・第6条）</u></p> <p><u>第2節 方法書に係る手続（第7条—第15条）</u></p> <p><u>第3節 環境影響評価の実施等（第16条）</u></p> <p><u>第4節 準備書に係る手続（第17条—第33条）</u></p> <p><u>第5節 評価書に係る手続（第34条—第37条の2）</u></p> <p><u>第6節 事業の実施及び事後調査に関する手続等（第38条—第42条）</u></p> <p><u>第7節 事業の内容の変更等の手続（第43条—第54条）</u></p> <p>第4章 手続に係る特例等（第55条—第62条）</p> <p>第5章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p style="margin-left: 40px;">第2章 技術指針 （技術指針の策定等）</p> <p>第4条 <u>条例第7条第2項第5号</u>に規定する規則で定める事項は、事後調査報告書の作成方法とする。</p> <p>2 条例第7条第5項の規定による技術指針の公示は、京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条）</p> <p>第3章 環境影響評価等に関する手続等</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第1節 配慮書に係る手続（第4条の2—第4条の14）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第2節 第二種事業に係る判定等（第5条・第6条）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第3節 方法書に係る手続（第7条—第15条）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第4節 環境影響評価の実施等（第16条）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第5節 準備書に係る手続（第17条—第33条）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第6節 評価書に係る手続（第34条—第37条の2）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第7節 事業の実施及び事後調査に関する手続等（第38条—第42条）</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第8節 事業の内容の変更等の手続（第43条—第54条）</u></p> <p>第4章 手続に係る特例等（第55条—第62条）</p> <p>第5章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p style="margin-left: 40px;">第2章 技術指針 （技術指針の策定等）</p> <p>第4条 <u>条例第7条第2項第6号</u>に規定する規則で定める事項は、事後調査報告書の作成方法とする。</p> <p>2 条例第7条第5項の規定による技術指針の公示は、京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">第3章 環境影響評価等に関する手続等</p> <p style="margin-left: 80px;"><u>第1節 配慮書に係る手続</u> <u>（条例第7条の2の規則で定める事項）</u></p> <p>第4条の2 <u>条例第7条の2</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項（工作物の新設又は増改築を行わない場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 第一種事業等が実施されるべき区域の位置</p>

(2) 第一種事業等の規模

(3) 第一種事業等に係る工作物の構造又は配置

(計画段階関係地域)

第4条の3 条例第7条の2に規定する規則で定める地域は、事業の実施が想定される区域及び当該区域で事業が実施された場合に既に入手している情報によって技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域とする。

(配慮書の提出等)

第4条の4 条例第7条の3の規定による配慮書及び配慮書要約書の提出は、計画段階環境配慮書提出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条の3第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第一種事業等を実施するために必要な許認可等

(2) 計画段階配慮事項についての検討の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第4条の9第1項第1号（第12条及び第27条において準用する場合を含む。）及び第29条第1項第1号を除き、以下同じ。）

(配慮書についての公告事項)

第4条の5 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所

(2) 第一種事業等の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域

(4) 配慮書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(5) 配慮書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見書を提出することができる旨並びに提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(配慮書についての公告方法)

第4条の6 条例第7条の4第1項の規定による公告は、公報に登載して行うものとする

。

(配慮書の縦覧)

第4条の7 条例第7条の4第1項の規定により配慮書及び配慮書要約書の写しを縦覧に供する場所は、庁舎その他の府の施設のほか次に掲げる場所とする。

- (1) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、庁舎その他の関係市町村の施設
- (2) 第一種事業等を実施しようとする者の協力が得られた場合にあつては、その者の事務所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、府又は関係市町村が利用することができる適切な施設

(配慮書の公表)

第4条の8 条例第7条の4第2項の規定による配慮書及び配慮書要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- (2) 府のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (4) その他知事が適当と認める方法

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の9 条例第7条の5第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である第一種事業等の名称
- (3) 配慮書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮書についての知事の意見書の作成期間)

第4条の10 条例第7条の6第1項に規定する規則で定める期間は、当該配慮書に関し同条第2項の規定により指定された期間が経過した日から同日から起算して30日を経過する日までとする。

(配慮書についての計画段階関係地域市町村長の意見書の作成期間)

第4条の11 条例第7条の6第2項に規定する規則で定める期間は、2週間とする。

第1節 第二種事業に係る判定等

(判定等に係る届出)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による届出は、第二種事業判定届出書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全の観点から法令、条例又は行政手続法(平成5年法律第88号)第36条に規定する行政指導(京都府行政手続条例(平成7年京都府条例第2号)第35条の規定により行うものを含む。)その他の措置(以下「法令等」という。)により指定された地域又は対象が存在する場合は、当該法令等及び当該地域の分布状況又は当該対象の所在地
- (2) 第二種事業を実施するために必要な許認可等

(第二種事業の判定の基準)

第6条 第二種事業に係る条例第8条第3項(同条第4項及び第31条第3項)において

(事業計画の廃止等に係る届出)

第4条の12 条例第7条の8第1項の規定による届出は、事業計画廃止等届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

(事業計画の廃止等についての公告事項)

第4条の13 条例第7条の8第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所
- (2) 第一種事業等の名称、種類及び規模
- (3) 条例第7条の8第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及びその理由
- (4) 条例第7条の8第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者の氏名及び住所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業計画の廃止等についての公告方法)

第4条の14 第4条の6の規定は、条例第7条の8第2項の規定による公告について準用する。

第2節 第二種事業に係る判定等

(判定等に係る届出)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による届出は、第二種事業判定届出書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全の観点から法令、条例又は行政手続法(平成5年法律第88号)第36条に規定する行政指導(京都府行政手続条例(平成7年京都府条例第2号)第35条の規定により行うものを含む。)その他の措置(以下「法令等」という。)により指定された地域又は対象が存在する場合は、当該法令等及び当該地域の分布状況又は当該対象の所在地
- (2) 第二種事業を実施するために必要な許認可等

(第二種事業の判定の基準)

第6条 第二種事業に係る条例第8条第3項(同条第4項及び条例第31条第3項)において

準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、汽水湖その他の人の活動によって環境への影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項に規定する指定地域

イ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域

ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第2条第2項に規定する関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第3条に規定する区域を除く。)

準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、汽水湖その他の人の活動によって環境への影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(3) 当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項に規定する指定地域

イ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定により指定された指定地域

ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第2条第2項に規定する関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第3条に規定する区域を除く。)

エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域

オ 京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域

カ 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域又は同条例第81条第1項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域

キ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ケ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保全地区の区域

コ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

サ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第1号、第5号（干害の防備に限る。）、第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

シ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ス 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

セ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

ソ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域

タ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）、同法第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財（不動産に限る。）、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同法第143条第1項又は第2項の規定により指定された伝統的建造物群保存地区の区域

チ 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第7条第1項の規定により

エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域

オ 京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第4条第1項の規定により指定された京都府立自然公園の区域

カ 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第73条第1項の規定により指定された京都府自然環境保全地域又は同条例第81条第1項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域

キ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ケ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保全地区の区域

コ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

サ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第1号、第5号（干害の防備に限る。）、第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

シ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ス 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

セ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

ソ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域

タ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）、同法第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財（不動産に限る。）、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同法第143条第1項又は第2項の規定により指定された伝統的建造物群保存地区の区域

チ 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第7条第1項の規定により

指定された京都府指定有形文化財（建造物に限る。）、同条例第36条第1項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財（不動産に限る。）、同条例第43条第1項の規定により指定された京都府指定史跡、京都府指定名勝又は京都府指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区の区域

ツ 京都府文化財保護条例第52条第1項に規定する京都府登録文化財のうち、京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定により登録された京都府登録有形文化財（建造物に限る。）、京都府登録有形民俗文化財（不動産に限る。）、京都府登録史跡、京都府登録名勝又は京都府登録天然記念物（動物又は植物の種を単位として登録されている場合における当該種及び標本を除く。）

テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項に規定する限度を超えている地域

ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項に規定する限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、1以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 知事は、第二種事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種事業と他の密接に関連する同種又は類似の事業（以下「関連事業」という。）を総体としたものが、次の各号のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認め、条例第8条第3項第1号の措置をとるものとする。

(1) 当該第二種事業の規模及び当該関連事業の規模の合計が、別表の第一種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

指定された京都府指定有形文化財（建造物に限る。）、同条例第36条第1項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財（不動産に限る。）、同条例第43条第1項の規定により指定された京都府指定史跡、京都府指定名勝又は京都府指定天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）及び同条例第53条第1項の規定により決定された文化財環境保全地区の区域

ツ 京都府文化財保護条例第52条第1項に規定する京都府登録文化財のうち、京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定により登録された京都府登録有形文化財（建造物に限る。）、京都府登録有形民俗文化財（不動産に限る。）、京都府登録史跡、京都府登録名勝又は京都府登録天然記念物（動物又は植物の種を単位として登録されている場合における当該種及び標本を除く。）

テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項に規定する限度を超えている地域

ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項に規定する限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、1以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 知事は、第二種事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種事業と他の密接に関連する同種又は類似の事業（以下「関連事業」という。）を総体としたものが、次の各号のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認め、条例第8条第3項第1号の措置をとるものとする。

(1) 当該第二種事業の規模及び当該関連事業の規模の合計が、別表の第一種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

第2節 方法書に係る手続

(方法書の提出等)

第7条 条例第9条の規定による方法書及び方法書要約書の提出は、環境影響評価方法書提出書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業を実施するために必要な許認可等
- (2) 環境影響評価を実施しようとする地域の概況の調査を行った場合で、当該調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所

(環境影響評価を実施しようとする地域)

第8条 条例第9条第4号に規定する環境影響評価を実施しようとする地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書についての公告方法)

第10条 条例第10条第1項の規定による公告は、公報に登載して行うものとする。

(方法書の縦覧)

第11条 条例第10条第1項の規定により方法書及び方法書要約書の写しを縦覧に供する場所は、庁舎その他の府の施設のほか次に掲げる場所とする。

- (1) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、庁舎その他の関係市町村の施設
- (2) 事業者の協力が得られた場合にあつては、事業者の事務所

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

第3節 方法書に係る手続

(環境影響評価を実施しようとする地域)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書の提出等)

第8条 条例第9条の規定による方法書及び方法書要約書の提出は、環境影響評価方法書提出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第11号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第3条の3第1項の規定により配慮書を作成した場合には、次に掲げるもの
 - ア 法第3条の3第1項第4号に掲げる事項
 - イ 法第3条の6の主務大臣の意見
 - ウ 法第3条の7第1項の規定により関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、それらの意見の概要
 - エ イ及びウの意見についての事業者の見解
- (2) 対象事業を実施するために必要な許認可等
- (3) 環境影響評価を実施しようとする地域の概況の調査を行った場合で、当該調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所

(削る。)

(方法書についての公告方法)

第10条 第4条の6の規定は、条例第10条第1項の規定による公告について準用する。

(方法書の縦覧)

第11条 第4条の7の規定は、条例第10条第1項の規定による方法書及び方法書要約書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、府又は関係市町村が利用できる適切な施設

(方法書の公表)

第11条の2 条例第10条第2項の規定による方法書及び方法書要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 府のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (4) その他知事が適当と認める方法

(方法書説明会の開催の届出)

第11条の4 条例第10条の2第2項の規定による届出は、説明会開催届出書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 条例第10条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 方法書説明会開催予定の日時及び場所の選定理由
- (2) 方法書説明会会場の収容人員

(方法書説明会の報告)

第11条の7 条例第10条の2第5項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(別記第4号様式)により行うものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第12条 条例第11条第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である対象事業の名称
- (3) 方法書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(見解書の提出)

第13条 条例第12条又は第22条の規定による見解書の提出は、見解書提出書(別記第5号様式)により行うものとする。

(方法書の公表)

第11条の2 第4条の8の規定は、条例第10条第2項の規定による方法書及び方法書要約書の公表について準用する。この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(方法書説明会の開催の届出)

第11条の4 条例第10条の2第2項の規定による届出は、説明会開催届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 条例第10条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 方法書説明会開催予定の日時及び場所の選定理由
- (2) 方法書説明会会場の収容人員

(方法書説明会の報告)

第11条の7 条例第10条の2第5項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(別記第6号様式)により行うものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第12条 第4条の9の規定は、条例第11条第1項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第4条の9第1項第2号中「第一種事業等」とあるのは「対象事業」と、同項第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

(見解書の提出)

第13条 条例第12条又は第22条の規定による見解書の提出は、見解書提出書(別記第7号様式)により行うものとする。

第3節 環境影響評価の実施等

(技術的事項についての助言の申出)

第16条 条例第14条第2項の規定による申出は、助言希望申出書(別記第6号様式)により行うものとする。

第4節 準備書に係る手続

(準備書の提出等)

第17条 条例第16条第1項の規定による準備書及び準備書要約書の提出は、環境影響評価準備書提出書(別記第7号様式)により行うものとする。

2 条例第16条第1項第12号に規定する規則で定める事項は、第7条第2項第1号____に掲げるものとする。

(関係地域の決定等)

第18条 事業者は、条例第17条第1項の規定により関係地域を決定する場合において、条例第15条の規定による環境影響評価の実施により技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められた地域を考慮しなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による関係地域の通知は、関係地域通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(準備書についての公告方法)

第20条 第10条____の規定は、条例第18条第1項の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧)

第21条 第11条____の規定は、条例第18条第1項の規定による準備書及び準備書要約書の写しの縦覧について準用する。_____

(準備書の公表)

第22条 第11条の2の規定は、条例第18条第2項の規定による準備書及び準備書要約書の公表について準用する。_____

(準備書についての意見書の提出)

第27条 第12条____の規定は、条例第20条第1項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第12条第1項第3号中「方法書」とあるのは、

第4節 環境影響評価の実施等

(技術的事項についての助言の申出)

第16条 条例第14条第2項の規定による申出は、助言希望申出書(別記第8号様式)により行うものとする。

第5節 準備書に係る手続

(準備書の提出等)

第17条 条例第16条第1項の規定による準備書及び準備書要約書の提出は、環境影響評価準備書提出書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 条例第16条第1項第12号に規定する規則で定める事項は、第8条第2項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(関係地域の決定等)

第18条 事業者は、条例第17条第1項の規定により関係地域を決定する場合において、条例第15条の規定による環境影響評価の実施により技術指針に掲げる環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められた地域を考慮しなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による関係地域の通知は、関係地域通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(準備書についての公告方法)

第20条 第4条の6の規定は、条例第18条第1項の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧)

第21条 第4条の7の規定は、条例第18条第1項の規定による準備書及び準備書要約書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書の公表)

第22条 第4条の8の規定は、条例第18条第2項の規定による準備書及び準備書要約書の公表について準用する。この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第27条 第4条の9の規定は、条例第20条第1項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第4条の9第1項第2号中「第一種事業等」とあるのは「対

「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第28条 条例第21条第1項に規定する公聴会は、関係地域内において開催するものとする。この場合において、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の3週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所
- (3) 公述の申出の対象である対象事業の名称、種類及び規模
- (4) 意見を聴こうとする事項
- (5) 公述の申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第10条の規定は、前項の規定による公告について準用する。

4 知事は、第2項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

第5節 評価書に係る手続

(評価書の提出等)

第34条 条例第24条の規定による評価書及び評価書要約書の提出は、環境影響評価書提出書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 条例第24条第6号に規定する規則で定める事項は、工事着手予定時期とする。

(評価書についての公告方法)

第36条 第10条の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第37条 第11条の規定は、条例第25条第1項の規定による評価書の写しの縦覧について準用する。_____

(評価書の公表)

第37条の2 第11条の2の規定は、条例第25条第2項の規定による評価書及び評価書要約書の公表について準用する。_____

「象事業」と、同項第3号中「配慮書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第28条 条例第21条第1項に規定する公聴会は、関係地域内において開催するものとする。この場合において、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の3週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所
- (3) 公述の申出の対象である対象事業の名称、種類及び規模
- (4) 意見を聴こうとする事項
- (5) 公述の申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第4条の6の規定は、前項の規定による公告について準用する。

4 知事は、第2項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

第6節 評価書に係る手続

(評価書の提出等)

第34条 条例第24条の規定による評価書及び評価書要約書の提出は、環境影響評価書提出書(別記第11号様式)により行うものとする。

2 条例第24条第6号に規定する規則で定める事項は、工事着手予定時期とする。

(評価書についての公告方法)

第36条 第4条の6の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第37条 第4条の7の規定は、条例第25条第1項の規定による評価書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(評価書の公表)

第37条の2 第4条の8の規定は、条例第25条第2項の規定による評価書及び評価書要約書の公表について準用する。この場合において、第4条の8第1号中「第一種事業等を

第6節 事業の実施及び事後調査に関する手続等

(対象事業の工事着手等の届出)

第38条 条例第28条第2項の規定による届出は、工事着手（完了）届出書（別記第10号様式）により行うものとする。

(事後調査報告書の作成等)

第39条 事後調査報告書は、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容
- (4) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われる事業活動の進捗状況
- (5) 事後調査の内容
- (6) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所

2 条例第29条第2項の規定による事後調査報告書の提出は、事後調査報告書提出書（別記第11号様式）により行うものとする。

(事後調査報告書についての公告方法)

第41条 第10条の規定は、条例第29条第3項の規定による公告について準用する。

(事後調査報告書の縦覧)

第42条 第11条の規定は、条例第29条第3項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧について準用する。

第7節 事業の内容の変更等の手続

(変更に係る届出)

第43条 条例第30条第1項及び第2項の規定による届出は、氏名等変更届出書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定による届出は、事業内容等変更届出書（別記第13号様式）により行うものとする。

実施しようとする者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第7節 事業の実施及び事後調査に関する手続等

(対象事業の工事着手等の届出)

第38条 条例第28条第2項の規定による届出は、工事着手（完了）届出書（別記第12号様式）により行うものとする。

(事後調査報告書の作成等)

第39条 事後調査報告書は、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容
- (4) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われる事業活動の進捗状況
- (5) 事後調査の内容
- (6) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所

2 条例第29条第2項の規定による事後調査報告書の提出は、事後調査報告書提出書（別記第13号様式）により行うものとする。

(事後調査報告書についての公告方法)

第41条 第4条の6の規定は、条例第29条第3項の規定による公告について準用する。

(事後調査報告書の縦覧)

第42条 第4条の7の規定は、条例第29条第3項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第4条の7第2号中「第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは、「事業者等」と読み替えるものとする。

第8節 事業の内容の変更等の手続

(変更に係る届出)

第43条 条例第30条第1項及び第2項の規定による届出は、氏名等変更届出書（別記第14号様式）により行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定による届出は、事業内容等変更届出書（別記第15号様式）により行うものとする。

(軽微な変更)

第44条 条例第30条第3項_____に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業の規模を縮小する変更であって、当該変更後の対象事業について環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがないもの
- (2) 対象事業の規模の拡大その他の変更であって、当該変更後の対象事業について条例第9条の規定を適用した場合における調査地域市町村長に当該変更前の対象事業に係る調査地域市町村長以外の市町村長が含まれていないもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがないもの
- (3) 環境への負荷の低減を目的とする変更であって、当該変更後の対象事業について条例第9条の規定を適用した場合における調査地域市町村長に当該変更前の対象事業に係る調査地域市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(事業内容変更後の第二種事業についての公告方法)

第47条 第10条_____の規定は、条例第31条第5項の規定による公告について準用する。

(事業の廃止等に係る届出)

第48条 条例第32条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書(別記第14号様式)により行うものとする。

(事業の廃止等についての公告方法)

第50条 第10条_____の規定は、条例第32条第2項の規定による公告について準用する。

(環境影響評価等その他の手続の再実施の届出)

第52条 条例第33条第4項の規定による環境影響評価等その他の手続の再実施の届出は、環境影響評価等手続再実施届出書(別記第15号様式)により行うものとする。

(環境影響評価等その他の手続の再実施の届出についての公告方法)

第54条 第10条_____の規定は、条例第33条第5項の規定による公告について準用する。

第4章 手続に係る特例等

(法の事業に係る手続)

第55条 第28条から第31条まで、第38条から第42条まで及び第63条から第65条までの規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(第28条から第31条までの規定については、法第20条第4項に規定する場

(軽微な変更)

第44条 条例第30条第3項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業の規模を縮小する変更であって、当該変更後の対象事業について環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがないもの
- (2) 対象事業の規模の拡大その他の変更であって、当該変更後の対象事業について条例第9条の規定を適用した場合における調査地域市町村長に当該変更前の対象事業に係る調査地域市町村長以外の市町村長が含まれていないもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがないもの
- (3) 環境への負荷の低減を目的とする変更であって、当該変更後の対象事業について条例第9条の規定を適用した場合における調査地域市町村長に当該変更前の対象事業に係る調査地域市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(事業内容変更後の第二種事業についての公告方法)

第47条 第4条の6_____の規定は、条例第31条第5項の規定による公告について準用する。

(事業の廃止等に係る届出)

第48条 条例第32条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書(別記第16号様式)により行うものとする。

(事業の廃止等についての公告方法)

第50条 第4条の6_____の規定は、条例第32条第2項の規定による公告について準用する。

(環境影響評価等その他の手続の再実施の届出)

第52条 条例第33条第4項の規定による環境影響評価等その他の手続の再実施の届出は、環境影響評価等手続再実施届出書(別記第17号様式)により行うものとする。

(環境影響評価等その他の手続の再実施の届出についての公告方法)

第54条 第4条の6_____の規定は、条例第33条第5項の規定による公告について準用する。

第4章 手続に係る特例等

(法の事業に係る手続)

第55条 第28条から第31条まで、第38条から第42条まで及び第63条から第65条までの規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(第28条から第31条までの規定については、法第20条第4項に規定する場

合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第1項	条例第21条第1項	条例第35条第1項において準用する条例第21条第1項
	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第28条第2項第2号及び第28条第4項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第28条第2項第3号、第29条第1項第2号、第39条第1項第2号から第4号まで並びに第40条第2号及び第3号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第28条第2項第6号	前各号	第55条第1項において準用する前各号
第28条第3項	前項	第55条第1項において準用する前項
第28条第4項	第2項	第55条第1項において準用する第2項
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長

合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第1項	条例第21条第1項	条例第35条第1項において準用する条例第21条第1項
	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第28条第2項第2号及び第28条第4項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第28条第2項第3号、第29条第1項第2号、第39条第1項第2号から第4号まで並びに第40条第2号及び第3号	対象事業	法第2条第4項に規定する対象事業
第28条第2項第6号	前各号	第55条第1項において準用する前各号
第28条第3項	前項	第55条第1項において準用する前項
第28条第4項	第2項	第55条第1項において準用する第2項
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長

第29条第1項	準備書	法第14条第1項に規定する準備書
第29条第2項	前項第3号	第55条第1項において準用する前項第3号
第30条第1項	前条第1項	第55条第1項において準用する前条第1項
第31条	前3条	第55条第1項において準用する前3条
第38条	条例第28条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第28条第2項
第39条第2項	条例第29条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第29条第2項
第40条、 <u>第41条及び第42条</u>	条例第29条第3項	条例第35条第1項において準用する条例第29条第3項
<u>第39条第1項</u>	事業者等	法対象事業者等

第29条第1項	準備書	法第14条第1項に規定する準備書
第29条第2項	前項第3号	第55条第1項において準用する前項第3号
第30条第1項	前条第1項	第55条第1項において準用する前条第1項
第31条	前3条	第55条第1項において準用する前3条
第38条	条例第28条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第28条第2項
<u>第39条第1項第1号、第40条第1号及び第42条</u>	事業者等	法対象事業者等
<u>第39条第1項第4号</u>	<u>工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは</u>	<u>工事完了後の土地又は</u>
<u>第39条第1項第5号及び第6号</u>	事後調査	<u>法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査</u>
第39条第2項	条例第29条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第29条第2項
<u>第40条から第42条まで</u>	条例第29条第3項	条例第35条第1項において準用する条例第29条第3項

第1号及び第40条第1号		
第39条第1項第4号	工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは	工事完了後の土地又は
第39条第1項第5号及び第6号	事後調査	法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査
第63条	条例第42条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第42条第2項
第64条	条例第46条第1項	条例第35条第1項において準用する条例第46条第1項

- 2 条例第35条第1項において準用する条例第8条第2項に規定する規則で定める期間は、15日とする。
- 3 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者が法の規定による環境影響評価その他の手続を行う場合における第1項の規定の適用については、同項の表第28条第2項第2号及び第28条第4項の項中「第28条第2項第2号及び第28条第4項」とあるのは「第28条第2項第2号」と、「事業者」とあるのは「事業者の氏名及び住所」と、「第2条第5項に規定する事業者」とあるのは「第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称」と、同表第28条第4項の項中「

第2項	第55条第1項において準用する第2項
-----	--------------------

」とあるのは「

第2項	第55条第1項において準用する第2項
事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者

第63条	条例第42条第2項	条例第35条第1項において準用する条例第42条第2項
第64条	条例第46条第1項	条例第35条第1項において準用する条例第46条第1項

- 2 条例第35条第1項において準用する条例第8条第2項に規定する規則で定める期間は、15日とする。
- 3 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者が法の規定による環境影響評価その他の手続を行う場合における第1項の規定の適用については、同項の表第28条第2項第2号及び第28条第4項の項中「第28条第2項第2号及び第28条第4項」とあるのは「第28条第2項第2号」と、「事業者」とあるのは「事業者の氏名及び住所」と、「第2条第5項に規定する事業者」とあるのは「第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称」と、同表第28条第4項の項中「

第2項	第55条第1項において準用する第2項
-----	--------------------

」とあるのは「

第2項	第55条第1項において準用する第2項
事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者

」とする。

」とする。

(都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等)

第56条 都市計画法第15条第1項の府若しくは市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市（同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が条例第36条第1項の規定により第一種事業等若しくは第二種事業又はこれらの事業に係る施設に関する配慮書手続を配慮書手続対象事業者に代わって行う場合における条例第3章第1節の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、条例第7条の8第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第7条の2	次の各号のいずれかに該当する者（法第2章第1節の規定による手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。）は、第一種事業等（第一種事業又は法第2条第3項に規定する第二種事業をいう。以下同じ。）	京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号。以下「規則」という。）第56条第1項に規定する都市計画決定権者（法第38条の6第1項又は第2項の規定による手続を行う者を除く。以下「都市計画決定権者」という。）は、次に掲げる事業（以下「第一種事業等」という。）又は第一種事業等に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業等（以下「都市計画第一種事業等」という。）
条例第7条の2第1号	第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）	第一種事業

条例第7条の 2第2号	法第3条の10第1項に規定する第 二種事業を実施しようとする者	法第2条第3項に規定する第二種 事業
条例第7条の 3、第7条の 4第2項及び 第3項、第7 条の6第1項 及び第3項、 第7条の7並 びに第7条の 8第1項	第一種事業等を実施しようとする 者	都市計画決定権者
条例第7条の 3第1号	氏名及び住所	名称並びに当該都市計画第一種事 業等を実施しようとする者（当該 都市計画第一種事業等を実施しよ うとする者が定まっている場合に 限る。以下同じ。）の氏名及び住 所
条例第7条の 3第2号及び 第3号	第一種事業等	都市計画第一種事業等
条例第7条の 4第1項及び 第7条の5	知事	都市計画決定権者
条例第7条の 4第1項	があった	を行った
	受けた	行った

条例第7条の 5第2項	第一種事業等を実施しようとする 者	知事
条例第7条の 8第1項	がされて	をして
	がされる	をする
条例第7条の 8第1項第1 号	第一種事業等	都市計画第一種事業等を都市計画 に定めないこととし、又は都市計 画第一種事業等
条例第7条の 9第1項	第二種事業を実施しようとする者 (委託に係る事業にあつては、そ の委託をしようとする者。以下同 じ。)は、	都市計画決定権者は、第二種事業 又は第二種事業に係る施設を都市 計画法の規定に基づく都市計画に 定めようとする場合における当該 都市計画に係る
	当該第二種事業を実施しようとする 者	当該都市計画決定権者
条例第7条の 9第2項	をした第二種事業を実施しようとする者 については、第一種事業等 を実施しようとする者	がなされた第二種事業については 、都市計画第一種事業等
	第7条の2	規則第56条第1項の規定により読み 替えて適用される第7条の2

2 前項の場合における第3章第1節の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第4条の4第2項第1号、第4条の8第2号及び第3号並びに第4条の13第4号の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2（	条例第7条の2	第56条第1項の規定により読み替

見出しを含む。 。)及び第4条の3		えて適用される条例第7条の2
第4条の2各号、第4条の5第2号、第4条の7第2号、第4条の9第1項第2号及び第4条の13第2号	第一種事業等	都市計画第一種事業等
第4条の5	条例第7条の4第1項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の4第1項
第4条の5第1号、第4条の8第1号及び第4条の13第1号	第一種事業等を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の5第1号	氏名及び住所	名称並びに都市計画第一種事業等を実施しようとする者（都市計画第一種事業等を実施しようとする者が定まっている場合に限る。以下同じ。）の氏名及び住所
第4条の10	条例第7条の6第1項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の6第1項
第4条の11	条例第7条の6第2項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の6第

		2項
第4条の13第1号	氏名及び住所	名称並びに都市計画第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所
第4条の13第3号	条例第7条の8第1項各号	条例第7条の8第1項第1号又は第2号

(都市計画に定められる第二種事業等)

第56条 都市計画法第15条第1項の府若しくは市町村若しくは同法第87条の2第1項の指定都市（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」という。）が条例第36条の規定により条例第8条又は第30条第1項の規定による届出を事業者に代わって行う場合における条例第8条又は第30条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第57条 都市計画決定権者が条例第36条第2項の規定により第二種事業又は第二種事業に係る施設に関する環境影響評価等手続を当該事業を実施しようとする者に代わって行う場合における条例第8条、第30条第1項及び第31条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第8条第1項	第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、	京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）第56条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画に定めようとするときは、
	第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては	都市計画決定権者の名称並びに当該第二種事業を実施しようとする

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第8条第1項	第二種事業を実施しようとする者 _____は、	_____ _____都市計画決定権者_____ _____は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法_____の規定に基づく都市計画に定めようとするときは、
	第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所_____	都市計画決定権者の名称並びに当該第二種事業を実施しようとする

	<u>、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。</u> ↳	者（当該第二種事業を実施しようとする者が定まっている場合に限る。以下同じ。）の氏名及び住所
条例第8条第3項第1号及び第2号	及び事業区域市町村長	、事業区域市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
条例第8条第4項	事業を実施しようとする	事業又は事業に係る施設を都市計画法の規定に基づく都市計画に定めようとする
条例第8条第6項	第二種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
条例第8条第7項	事業区域市町村長	事業区域市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
<u>条例第30条第1項</u>	<u>第二種事業を行おうとする者</u>	<u>都市計画決定権者</u>

	_____	者（当該第二種事業を実施しようとする者が定まっている場合に限る。以下同じ。）の氏名及び住所

	—	
条例第8条第3項第1号及び第2号	及び事業区域市町村長	、事業区域市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
条例第8条第4項	事業を実施しようとする	事業又は事業に係る施設を都市計画法の規定に基づく都市計画に定めようとする
条例第8条第6項及び第30条第1項	第二種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
条例第8条第7項	事業区域市町村長	事業区域市町村長及び当該第二種事業を実施しようとする者
<u>条例第31条第1項</u>	<u>事業者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
	<u>変更後の事業</u>	<u>変更後の都市計画に係る事業</u>
	<u>第8条第1項</u>	<u>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第1項</u>
<u>条例第31条第3項</u>	<u>第3項の</u>	<u>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項の</u>
	<u>第8条第3項第1号</u>	<u>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項中「前項」とあるのは「規則第57</u>

		<p>条第1項の規定により読み替えて適用される第31条第3項において準用する前項」と、同項第1号</p>
	<p>、「<u>「手続（知事が必要と認めるものに限る。）</u>」</p>	<p>「<u>「手続（知事が必要と認めるものに限る。）</u>」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者により都市計画に定められる規則第58条第1項に規定する対象事業等（以下「対象事業等」という。）に係る事業者」と、同項第2号中「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者により都市計画に定められる対象事業等に係る事業者</p>
<p>条例第31条第4項</p>	<p>第8条第3項第1号</p>	<p>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項第1号</p>
	<p>事業者</p>	<p>都市計画決定権者により都市計画に定められる規則第58条第1項に規定する対象事業等に係る事業者</p>
	<p>第31条第3項において準用する第8条第3項第1号</p>	<p>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第31条第3項において準用する規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項第1号</p>
<p>条例第31条第5項</p>	<p>第8条第3項</p>	<p>規則第57条第1項の規定により読み替えて適用される第8条第3項</p>
	<p>関係市町村長</p>	<p>関係市町村長（第10条第1項の規</p>

定による公告がされてから第17条第2項の規定により通知がされるまでの間にあっては、調査地域市町村長)

2 前項の場合における第5条(第2項第2号を除く。)、第6条及び第43条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	条例第8条第1項及び第4項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項及び第4項
第6条第1項	条例第8条第3項(同条第4項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項(第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項
第6条第2項	条例第8条第3項第1号	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項第1号
第43条第1項	条例第30条第1項及び第2項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第1項及び第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第2項

2 前項の場合における第6条、第43条第1項及び第46条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第5条第2項第2号の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	条例第8条第3項(同条第4項及び条例	条例第8条第3項(第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項及び
第6条第2項	条例第8条第3項第1号	第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項第1号
第43条第1項	条例第30条第1項及び第2項	条例第30条第1項
第46条第2号及び第3号	条例第31条第3項において準用する条例第8条第3項	第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第31条第3項において準用する第57条第1項の

規定により読み替えて適用される
 条例第8条第3項

- 3 第1項の場合において、同項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項第1号の措置がとられた第二種事業（第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項及び条例第31条第3項において準用する条例第8条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。
- 4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った配慮書手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた配慮書手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

（都市計画に定められる対象事業等）

第57条 都市計画決定権者が条例第36条の規定により対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する条例第9条から第33条まで（条例第16条第2項、第27条及び第30条第1項を除く。以下この項において同じ。）の規定による環境影響評価等その他の手続を事業者によって行う場合における条例第9条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第9条、 第10条第2項、 第10条の2 第1項から第5項まで、 第12条、第13条 第1項及び第3項、 第14条第1項及び第2項、 第15条	事業者	都市計画決定権者

第58条 都市計画決定権者が条例第36条第3項の規定により対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する環境影響評価等手続

を事業者によって行う場合における条例第3章（第1節、第8条、第30条第1項及び第31条を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、条例第16条第2項、第27条並びに第32条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第9条、 第10条第2項、 第10条の2 ____、 第12条、第13条 第1項及び第3項、 第14条 ____、 第15条	事業者	都市計画決定権者

<p>、第16条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条第2項、第19条第1項から第5項まで、第21条第2項及び第3項、第22条</p> <p>、</p> <p>第23条第1項及び第3項、第24条、第25条第2項並びに第26条第1項</p> <p>、</p> <p>、</p> <p>、</p>			<p>、第16条第1項、第17条</p> <p>、第18条第2項、第19条</p> <p>、</p> <p>第21条第2項及び第3項、第22条（見出しを含む。）、第23条第1項及び第3項、第24条、第25条第2項、第26条第1項、第30条第2項、第3項及び第5項並びに第32条第1項</p>		
<p>条例第9条（第2号、第3号及び第5号を除く。）</p>	<p>対象事業</p>	<p>京都府環境影響評価条例施行規則（平成11年京都府規則第21号）第57条第1項に規定する対象事業等（第32条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）</p>	<p>条例第9条（第2号、第3号及び第10号を除く。）</p>	<p>対象事業</p>	<p>規則第58条第1項</p> <p>に規定する対象事業等（同項の規定により読み替えて適用される第30条第3項及び第32条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定に基づく都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）</p>
<p>条例第9条第</p>	<p>氏名及び住所</p>	<p>名称並びに第36条の</p>	<p>条例第9条第</p>	<p>氏名及び住所</p>	<p>名称並びに都市計画対象事業に係</p>

1号		__事業者（事業者が定まっている場合に限る。以下「事業者」という。以下同じ。）の氏名及び住所
条例第9条第2号、第3号及び第5号、第13条第1項、第14条第1項、第15条、第16条第1項第7号並びに第17条第1項	対象事業	都市計画対象事業
条例第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第18条、第20条第1項及び第2項並びに第25条	知事	都市計画決定権者
条例第10条第1項及び第25条	提出があった	提出を行った
条例第10条第1項、第12条及び第18条	受けた	行った

1号		る事業者（事業者が定まっている場合に限る。以下「事業者」という。以下同じ。）の氏名及び住所
条例第9条第2号、第3号及び第10号、第13条第1項、第14条第1項、第15条、第16条第1項第7号並びに第17条第1項	対象事業	都市計画対象事業
条例第9条第4号	対象事業が	都市計画対象事業が
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
条例第10条第1項、第11条、第18条第1項、第20条及び第25条第1項	知事	都市計画決定権者
条例第10条第1項及び第25条第1項	__があった	__を行った
条例第10条第1項、第12条及び第18条第1項	受けた	行った

条例第11条第2項及び第20条第2項	事業者	知事
条例第22条	第20条第2項の意見書の写し	第20条第1項の意見書の提出
条例第26条第2項	関係市町村長及び許認可権者	関係市町村長
条例第30条第2項	<u>事業者は、方法書を提出した後事後調査を完了するまでの間において</u>	<u>都市計画決定権者は、方法書を提出した後評価書の公告の日までの間において、事業者は、評価書の公告後事後調査を完了するまでの間において</u>
	<u>公告がされた後</u>	<u>公告後</u>
	<u>規定により通知する</u>	<u>規定による通知</u>
	<u>次項及び第4項、次条第5項並びに第32条第1項</u>	<u>第32条第1項</u>
条例第30条第3項	第10条第1項	第25条
	<u>届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が、規則で定める軽微な変更該当する場合であって、準備書又は評価書の作成以前に変更するときは、その時期に応じて、当該変更の内容を準備書又は評価書に記載することにより、この項の規定による届出に代えることができる。</u>	<u>届け出なければならない。</u>

条例第11条第2項及び第20条第2項	事業者	知事
条例第22条	第20条第2項の意見書の写し	第20条第1項の意見書の提出
条例第26条第2項	関係市町村長及び許認可権者	関係市町村長
条例第30条第2項	<u>提出してから</u>	<u>提出してから第25条第1項の規定による公告をする</u> _____ <u>までの間において、事業者は、当該公告がされてから</u>
	_____	_____
	_____	_____
	<u>次項及び第4項、次条第5項並びに第32条第1項</u>	<u>規則第58条第1項の規定により読み替えて適用される次項及び第4項並びに第32条第1項</u>
条例第30条第2項及び第3項並びに第32条第1項	<u>がされて</u>	<u>をして</u>

条例第32条第1項	事業者は、第10条第1項の規定による公告の日から対象事業に係る工事を完了するまでの間において	都市計画決定権者は、第10条第1項の規定による公告の日から評価書の公告の日までの間において、事業者は、評価書の公告後対象事業に係る工事を完了するまでの間において
条例第32条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない又は_____対象事業を実施しない

条例第30条第3項及び第32条第1項	工事を	工事が
条例第30条第3項	変更しようとする場合	変更して対象事業等を都市計画法の規定に基づく都市計画に定めようとする場合又は当該事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合
条例第32条第1項第1号	対象事業_____	対象事業等を都市計画に定めないこととし、又は対象事業_____

2 前項の場合における第7条から第50条まで（第7条第2項第1号、第11条の2第2号及び第3号並びに第17条第2項を除く。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条、第9条第2号及び第3号、第11条の5、 <u>第12条第1項第2号、第24条、第28条第2項</u>	対象事業	都市計画対象事業

2 前項の場合における第3章（第1節、第2節、第46条及び第47条を除く。）の規定_____の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第8条第2項第2号及び第49条第4号の規定については、適用しない。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	<u>条例第9条</u>	第58条第1項の規定により読み替えて適用される <u>条例第9条</u>
第7条、第9条第2号及び第3号、第11条の5、 <u>第12条、第27条</u> 、 _____、 第28条第2項	対象事業	都市計画対象事業

第3号並びに 第29条第1項 第2号			第3号並びに 第29条第1項 第2号		
			第9条	条例第10条第1項	第58条第1項の規定により読み替 えて適用される条例第10条第1項
第9条第1号 、 <u>第11条の2 第1号</u> 、第11 条の3、第11 条の6第2号 、第14条第2 項、第18条第 1項、 <u>第25条 第2号</u> 、第28 条第2項第2 号、第28条第 4項及び第49 条第1号	事業者	都市計画決定権者	第9条第1号 、 <u>第11条の2 _____</u> 、第11 条の3、第11 条の6第2号 、第14条第2 項、第18条第 1項、 <u>第22条 _____</u> 、第28 条第2項第2 号、第28条第 4項、 <u>第37条 の2及び第49 条第1号</u>	事業者	都市計画決定権者
第9条第1号 、第28条第2 項第2号及び 第49条第1号	氏名及び住所	名称並びに事業者の氏名及び住所	第9条第1号 、第28条第2 項第2号及び 第49条第1号	氏名及び住所	名称並びに事業者の氏名及び住所
			<u>第11条の4第 2項</u>	<u>条例第10条の2第2項</u>	第58条第1項の規定により読み替 えて適用される条例第10条の2第 2項
			<u>第11条の6</u>	<u>条例第10条の2第4項</u>	第58条第1項の規定により読み替 えて適用される条例第10条の2第 4項

第14条第1項 及び第15条	条例第13条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項
第17条第2項	第8条第2項第1号及び第2号	第8条第2項第1号
第19条	条例第18条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第19条第1号	第9条第1号から第3号まで	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第9条第1号から第3号まで
第23条	第11条の4	「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第11条の4第1項
	第11条の5	同条第2項中「条例第10条の2第2項」とあるのは「第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第2項」と、第11条の5
	第11条の6中「	「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第11条の6中「条例
	第19条第4項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第4項
第32条第1項	条例第23条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条第1項
第32条第2項	第14条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第14条第2項

第43条第1項	条例第30条第1項及び第2項	第56条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第1項及び第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第2項
第43条第2項	条例第30条第3項	第57条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第3項

(都市計画に係る手続との調整)

第58条 条例第18条第1項又は第25条第1項の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、準備書及び都市計画の案を縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書とみなしてこの条例の規定を適用する。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第33条	条例第23条第1項	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条第1項
第35条	第9条第1号から第3号まで	第58条第2項の規定により読み替えて適用される第9条第1号から第3号まで
第43条第1項	条例第30条第1項及び第2項	_____ 条例第30条第2項
第44条第2号及び第3号	条例第9条	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
第49条第3号	条例第32条第1項各号	第58条第1項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項第1号又は第2号

(都市計画に係る手続との調整)

第59条 条例第18条第1項又は第25条第1項の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、準備書及び都市計画の案を縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書とみなしてこの条例の規定を適用する。

第59条 都市計画決定権者が第57条第1項の規定により、条例第10条第1項の規定による公告後に、条例第9条第3号に掲げる事項を変更して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合又は当該事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における条例第30条第3項から第7項まで及び第31条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る。)

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第30条第3項及び第5項並びに第31条第1項	事業者	都市計画決定権者
条例第30条第3項	公告がされた	公告をした
	工事を完了する	工事が完了される
	を変更	を変更して対象事業等を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画に定めようとする場合又は当該事項の変更に係る都市計画を変更
	関係市町村長	関係市町村長（第10条第1項の規定による公告後第17条第2項の規定による通知までの間にあつては、調査地域市町村長。次項及び次条第5項において同じ。）
条例第31条第1項	変更後の事業	変更後の都市計画に係る事業
条例第31条第4項	事業者	都市計画決定権者により都市計画に定められる対象事業等に係る事

業者

2 前項の場合における第43条（第1項を除く。）から第47条までの適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第43条第2項及び第44条	条例第30条第3項	第59条第1項の規定により読み替えて適用される条例第30条第3項
第44条及び第45条	対象事業	都市計画対象事業
第46条第1号	条例第31条第1項	第59条第1項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項
第46条第1号	氏名及び住所	名称並びに第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第60条 _____

（事業者等の行う環境影響評価との調整等）

第60条 第一種事業等（法第2条第4項に規定する対象事業を除く。以下この項及び次条において同じ。）又は第二種事業を実施しようとする者が条例第7条の3の規定により配慮書を提出してから条例第9条の規定により方法書を提出するまでの間において、条例第36条第1項の規定によりこれらの事業を実施しようとする者に代わって当該配慮書に係る第一種事業等又は第二種事業について配慮書手続を行おうとする都市計画決定権者がこれらの事業を行おうとする者、知事及び計画段階関係地域市町村長にその旨を通知したときは、これらの事業についての同項の規定は、知事とその通知を受けたときから適用する。この場合において、これらの事業を実施しようとする者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業等又は第二種事業を実施しようとする者が行った配慮書手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業等又は第二種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

事業者が条例第9条の規定により方法書を提出してから知事が条例第10条第1項の規定による公告を行うまでの間において、条例第36条の規定により事業者に代わって当該方法書に係る対象事業について環境影響評価等その他の手続を行おうとする都市計画決定権者が事業者、知事及び調査地域市町村長にその旨を通知したときは、当該対象事業についての同条の規定は、知事はその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 知事が条例第10条第1項の規定による公告を行ってから条例第18条第1項の規定による公告を行うまでの間において、条例第36条の規定により事業者に代わってこれらの公告に係る対象事業について環境影響評価等その他の手続を行おうとする都市計画決定権者が事業者及び当該事業者から方法書又は準備書を提出され、又は送付された者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業についての条例第36条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 知事が条例第18条第1項の規定による公告を行ってから条例第25条第1項の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第3章第4節及び第5節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第36条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第25条第1項の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

3 前2項の規定は、第56条第3項の規定の適用を受けた第二種事業を実施しようとする者については、適用しない。

4 事業者が条例第9条の規定により方法書を提出してから知事が条例第10条第1項の規定による公告を行うまでの間において、条例第36条第3項の規定により事業者に代わって当該方法書に係る対象事業について環境影響評価等その他の手続を行おうとする都市計画決定権者が事業者、知事及び調査地域市町村長にその旨を通知したときは、当該対象事業についての同項の規定は、知事はその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

5 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

6 知事が条例第10条第1項の規定による公告を行ってから条例第18条第1項の規定による公告を行うまでの間において、条例第36条第3項の規定により事業者に代わってこれらの公告に係る対象事業について環境影響評価等その他の手続を行おうとする都市計画決定権者が事業者及び当該事業者から方法書又は準備書を提出され、又は送付された者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業についての同項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

7 第5項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

8 知事が条例第18条第1項の規定による公告を行ってから条例第25条第1項の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第3章第4節及び第5節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第36条第3項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第25条第1項の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

9 都市計画決定権者が条例第36条第3項の規定により事業者に代わって環境影響評価等その他の手続を行った対象事業に関し、条例第25条第1項の規定による公告がされてから対象事業に係る工事が完了するまでの間において、事業者が条例第9条第3号に掲げる事項を変更しようとする場合（都市計画決定権者が同号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合又は条例第32条第1項第2号に掲げる場合を除く。）における条例第30条第3項の規定の適用については、同項中「第10条第1項」とあるの

(事業者の協力)

第61条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、条例第36条の規定により環境影響評価その他の手続 _____ を行うときは _____、必要な資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第62条 条例第38条第1項に規定する規則で定める条例は、京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）とする。

第5章 雑則

(身分証明書の様式)

第63条 条例第42条第2項の規定による証明書は、身分証明書 (別記第16号様式) によるものとする。

は「第25条第1項」と、「場合（」とあるのは「場合（都市計画決定権者が同号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合又は」と、「届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が、規則で定める軽微な変更」に該当する場合であって、準備書又は評価書の作成以前に変更するときは、その時期に応じて、当該変更の内容を準備書又は評価書に記載することにより、この項の規定による届出に代えることができる」とあるのは「届け出なければならない」とする。

(事業者の協力)

第61条 都市計画決定権者は _____、条例第36条の規定により配慮書手続又は環境影響評価等手続を行うときは、配慮書手続等対象事業者に対し、必要な資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第62条 条例第38条第1項の規則で定める市町村の条例の規定は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同項に規定する当該規定に相当する規則で定める規定は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>条例の規定と同等以上の効果を期待することができる市町村の条例の規定</u>	<u>適用しないこととする条例の規定</u>
<u>京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）第2章の規定</u>	<u>条例第3章第1節の規定</u>
<u>京都市環境影響評価等に関する条例第3章から第7章までの規定</u>	<u>条例第3章第3節から第8節までの規定</u>

第5章 雑則

(身分証明書の様式)

第63条 条例第42条第2項の規定による証明書は、身分証明書 (別記第18号様式) によるものとする。